



お知らせ

ごみ減量活動奨励金の申請受付 (平成22年度前期分)

問い合わせ先
環境課 ☎88・2674

ごみの減量を促進するため、4月1日以降に資源回収を実施した団体に回収量に応じて奨励金を交付します。
※10月以降、引き続き活動を予定する団体は、次回後期分受付(平成23年3月)に申請を行うことができます。

申請期間 10月1日(金)～15日(金)

申請窓口 環境課(市役所4階)

提出書類 ごみ減量活動奨励金交付申請書、引取業者の計量伝票(コピー可)、活動状況がわかるもの(案内チラシ、活動報告など)、ごみ減量活動奨励金請求書、通帳(金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人記載面)の写し
※申請用紙は環境課にあります。(市ホームページからダウンロードできます。)

※申請書は、郵送でも受け付けします。

対象団体 営利を目的としない市民の方で組織する団体(子供会、婦人会、PTA、町内会など)

補助要件 団体の方、自らが回収作業を行っていること。次の対象品目をあわせて1トン以上回収していること。

(対象品目)新聞紙、ダンボール、雑誌、雑がみ、牛乳パック、古布

交付額 100kgあたり400円
※1団体同一年度内20万円を上限とします。

交通事故弔慰金支給制度

問い合わせ先
防災安全課 ☎88・2601

交通事故により死亡された方のご遺族に対し、弔慰金(10万円)を支給します。

対象者

次のすべてに該当する死亡された方の遺族

- ❖交通事故発生時、市の住民基本台帳に記録されている方か外国人登録をされている方
 - ❖国内での交通事故で発生日から30日以内に死亡された方
 - ❖死亡の日から6か月以内の方
- ※交通事故が死亡された方の故意や重大な過失による場合は対象になりません。

必要なもの

- ①自動車安全運転センター発行の交通事故証明書
- ②医師の発行する死亡診断書か死

- 体検案書
 - ③戸籍謄本か除籍謄本、または外国人登録済証明書(死亡者と受取者の関係がわかる書類)
 - ④受け取る方の印かん証明書と印かん
 - ⑤受け取る方の預金通帳
- ※いずれも原本が必要です。

登記事項証明書等発行請求機を設置します

問い合わせ先
名古屋法務局春日井支局
☎0568・81・3210

10月1日(金)から、市役所庁舎内で登記事項証明書などの交付事務を開始します。

設置場所 瀬戸市役所1階ロビー東側

利用時間 平日の午前9時～午後4時30分※正午～午後1時は使用不可。(年末年始は休み)

証明書の種類

- ①土地・建物の登記事項証明書
※地図や図面に関する証明書は取り扱いません。
- ②会社・法人の登記事項証明書(代表者事項証明書を含む)
- ③会社・法人の印かん証明書
※印かんカードが必要となります。

未来の豊かな暮らしのために 国勢調査にご協力を!

問い合わせ先
行政課 ☎88・2551

今年为国勢調査の年

10月1日、全国一斉に国勢調査を行います。この調査は、大正9年からおおむね5年ごとに行っており、今回で19回目になります。

国勢調査は、人口と世帯に関する最も基本的な統計調査です。平成22年国勢調査は我が国が人口減少

社会となって実施する最初の調査であり、その結果は児童福祉、高齢者の介護・医療、雇用対策や地域の活性化など、我が国が直面する課題に対する施策に活用されるとともに、日本の未来を考えるために欠くことのできないデータになります。

国勢調査員が伺います

まず、国勢調査員が9月下旬からお伺いし、世帯ごとに調査票を配布します。調査内容は、男女の別、出生の年月、就業状況など、全部で20項目です。

瀬戸市での調査の対象になるの

- は、10月1日現在、市内にいる方で、
- ①すでに3か月以上住んでいる方、
 - ②10月1日の前後を通じて3か月以上住むことになっている方です。

記入された内容は、統計法によって厳重に守られます。他にもれたり、統計を作成する以外の目的に使われることはありません。今回の国勢調査は、個人情報保護の観点から、調査票を封筒に入れて提出する方法を新たに導入します。ご記入が済みましたら、最寄りの郵便ポストにご投函ください。